

議 事 録

令和元年度四万十町農業委員会 2月総会

日 時	令和2年2月26日(水)午後2時00分 開議	
場 所	窪川四万十会館 多目的室	
日 程		
第1	指定第21号	会期の決定について
第2	指定第22号	議事録署名委員の指名について
第3	報告第24号	農地法第18条の規定による合意解約通知について
第4	議案第47号	農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第5	議案第48号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
第6	議案第49号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につて
第7	議案第50号	四万十町農用地利用集積計画の決定について
第8	議案第51号	農用地利用配分計画案に対する意見決定について
第9		その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 欠席 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一 | 10. 山本 道雄 |
| 11. 甫喜本 治誠 | 12. 欠席 | 13. 欠席 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮 |
| 16. 竹内 純 | 17. 欠席 | 18. 宮脇 真弓 | 19. 林 幸一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 欠席 | 26. 甲把 雄 | 27. 市川 正司 | 28. 欠席 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 澤田 憲男 | 31. 欠席 | 32. 山本 奨一 | 33. 東出 一茂 | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 欠席 | 38. 佐々木 通 | 39. 欠席 |

〔欠席委員〕

- | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 7番 浜田大彰 | 12番 山脇文男 | 13番 伊東智江 | 17番 中原英昭 | 25番 窪田良一 |
| 28番 大西博之 | 31番 猪野啓一 | 37番 田村守 | 39番 梶原美智 | |

〔事務局〕

西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・宮本 和也・池本拓矢・山川 美恵

事務局長 それではただ今より、令和元年度四万十町農業委員会 2 月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。今日は本当に暖かい日で、新聞、テレビではコロナウイルスの話になっていますが、今日は 4 時から役場の幹部が集まって今後の色々なことを決めるそうです。心配なことがたくさんですが、その中で先日振興計画の会が濱田知事を迎えてありました。今後も今やっている中山間のことも含めて進めていくというような事を聞かせていただきました。私も特に中山間地の小さな農地をどうやって守っていくのかという部分に、もう少し力を入れてほしいと話をさせていただいた所です。今後、浜田知事が県下をどんどん回って行くと新聞で見たと思いますが、意見を聞きながら中山間地域のためにも頑張っていくと話をお聞きしましたので、皆さんも色々な場でご意見を出していただければなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。今日は 2 月の総会です。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 それではただ今から、令和元年度四万十町農業委員会 2 月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第 7 条第 1 項の規定により、私が議長を務めますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。ご起立をお願いします。今回の発声は、議席番号 11 番甫喜本治誠委員にお願いします。

11 番 四万十町農業委員会憲章の発声

委員 ～朗読～

議長 ありがとうございます。ご着席下さい。

本日の会議に、7 番浜田大彰委員、12 番山脇文男委員、13 番伊東智江委員、17 番中原英昭委員、25 番窪田良一委員、28 番大西博之委員、31 番猪野啓一委員、37 番田村守委員、39 番梶原美智から欠席の届け出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定により農業委員 15 名、推進委員 15 名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立しております。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第 1、指定第 21 号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和元年度四万十町農業委員会 2 月総会の会期は、令和 2 年 2 月 26 日の本日 1 日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日 1 日といたします。
次に、日程第 2、指定第 22 号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。
四万十町農業委員会会議規則第 24 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を 2 名指名
したいと思えます。議長において指名することにご異議ございませんか。
- 委員 (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、議事録署名委員に 16 番、竹内純委員と、24 番、市川絢子委員を指
名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。
続いて日程第 3、報告第 24 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」
議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 報告第 24 号 「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」ご説明いたし
ます。ページは 3 ページです。件数は西部地域 1 件になります。なお、借受人、貸出
人の氏名、住所については、議案書のとおりです。番号 1 について説明いたします。
土地の所在、江師字柳ノツル井 403 番 1、地目、田、面積、1,289 m²です。解約事由
は、貸出人から申し出による双方合意です。合意年月日令和 2 年 1 月 29 日、引渡年
月日令和 2 年 1 月 29 日。平成 30 年 4 月 2 日から令和 5 年 3 月 31 日まで利用権設定
がされていました。農地は、後の議案に出していますが新たな借受人と利用権設定を
設ける計画です。以上です。
- 議長 報告第 24 号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何
かありませんか。特になければ、報告 24 号は終わります。
- 議長 続いて、日程第 4 議案第 47 号「農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請の
処分決定について」議題とします。議案第 47 号 番号 6 番は議席番号 6 番 下元誠一
郎委員が、四万十町農業委員会会議規則第 20 条の議事参与の制限に抵触しますので、
先に番号 1 番から 5 番、7 番、8 番の審議、採決を行い、その後に 6 番 下元誠一郎委
員に退席をしていただき番号 6 番の審議、採決を行います。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 47 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明し
ます。ページは、4 ページになります。件数は、8 件になります。うち、窪川地域
の 7 件、西部地域の 1 件です。譲受人・譲渡人の氏名・住所等については、お手元
の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は 1 ページからとなります。
番号 1 から番号 5、番号 7、番号 8 についてご説明します。番号 1 土地の所在、
小向字角田 243 番 2、地目、田、面積、3,000 m²です。権利事由は、所有権移転の
贈与。譲受理由は、本人の希望。譲渡理由は、相手側の要望とのことです。下限面
積は、達成しています。申請地では、キュウリを栽培する計画です。続きまして、
番号 2 土地の所在、七里字岡崎乙 1944 番 1、地目、田、面積、1,406 m²です。以
下 3 筆あり、合計 4 筆で、面積が 5,079 m²です。権利事由は、所有権移転の売買。

譲受理由は、相手側の要望。譲渡理由は、町外在住の為、耕作が困難とのことです。下限面積は、達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画です。続きまして、番号 3 土地の所在、与津地字鳥打野 552 番、地目、畑、面積、519 m²です。以下 2 筆あり、合計 3 筆で、面積が 3,388 m²です。権利事由は、所有権移転の贈与。譲受理由は、本人の希望。譲渡理由は、相手側の要望とのことです。下限面積は、達成しています。申請地では、ニラ、野菜を栽培する計画です。譲受人は新規認定農業者となります。続きまして、番号 4 南川口字クホタ 895 番 1、地目、田、面積、613 m²です。以下 3 筆あり、合計 4 筆で、面積が 6,069 m²です。権利事由は、所有権移転の売買。譲受理由は、本人の希望。譲渡理由は、相手側の要望とのことです。下限面積は、達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画です。続きまして、番号 5 土地の所在、作屋字大谷 156 番 1、地目、田、面積、557 m²です。権利事由は、所有権移転の売買。譲受理由は、本人の希望。譲渡理由は、相手側の要望とのことです。下限面積は、達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画です。続きまして、番号 7 土地の所在、作屋字ゲゾヲ 231 番 1、地目、田、面積、376 m²です。以下 5 筆あり、合計 6 筆で、面積が 1,713 m²です。権利事由は、使用貸借権の設定。借受理由は、社会福祉事業実施の為。貸出理由は、相手側の要望とのことです。この法人は、昨年 10 月に設立された特定非営利活動法人、いわゆる NPO 法人であり、障害者に対し障害者総合支援法に基づき、障害者の就労支援や訓練を行うとともに障害のある方達が地域に貢献し自立した生活が送れるようになるよう支援することを目的として設立をされています。このような NPO 法人が社会福祉事業の一環として農業を実施する場合、農地法第 3 条第 2 項に定めております不許可の要件の例外となるため、下限面積や農作業従事要件等の通常の許可の要件には該当しなくなります。申請地では、障害者の就労支援とし、就労に向けたスキル、技術を身に着けることを目的とした、農作業をし、作物は生姜、ジャガイモ等を予定し、農産物の加工販売等もおこなわれるとのことです。農作業に携わる法人のスタッフは基本 2 名体制とし、作業員についてはこれから募るということで、作業員等が整い次第農作業を開始する計画となっております。使用貸借設定期間は 5 年。貸出人はこの法人の役員を務めております。窪川地域からは以上です。

続きまして、西部地域からです。西部からは 1 件の許可申請が出てきております。番号 8 番について説明いたします。申請地の位置等は、添付資料の 8、9 ページをご覧ください。土地の所在地、大井川字沖重 2512 番、地目、田、面積、926 m²です。以下 4 筆あり、合計で 5 筆。面積が 3,303 m²です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由は、相手方の要望。譲渡理由は、町外在住のため耕作が困難とのこと。下限面積は達成しています。申請地では、水稻を栽培する計画です。以上です。

議長 議案第 47 号 番号 6 番以外について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号 1 番。29 番 石田芳秋委員。

29 番 番号 1 番について、譲渡人、譲受人双方に確認しました。親から子への譲渡になります。現状は園芸施設栽培でキュウリを栽培しております。譲受人は農地を有効に活用、年間 150 日以上農作業に従事していることも確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。親から子への譲渡であり、また地域の担い手でもあり、意欲のある農家です。今後もキュウリを栽培するという事確認しております。以上の確認の結果番号 1 番の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長 それでは番号 2 番。5 番 濱田誠委員。

5 番 番号 2 番について、譲受人から話を聞いてきました。現状は田であることを確認しています。譲受人は、農地を有効的に利用しています。譲受人は、年間 150 日以上農作業に従事していることを確認しています。今回取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。今回売買に至った経緯ですが、譲渡人は若い時から町外に住んでおり譲受人が長年耕作しており譲渡人が高齢になり後継者もいないため今回売買に至ったようです。以上の確認の結果、番号 2 番の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長 続きまして、番号 3 番。9 番 太田祥一委員。

9 番 番号 3 番につきまして、親子関係ということで、譲渡人から話を聞いてきました。現況は田と畑であることを確認しています。田の所には最近ハウスが建っております。譲受人は農地を効率的に利用しています。譲受人は年間 150 日以上農作業に従事することを確認しています。農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人と譲受人は親子関係で母親の実家の土地で新しく農業を始めハウスでニラを栽培することになっています。現在作業場などを作っている最中です。以上の確認の結果、番号 3 番の所有権移転は問題ないと判断しました。

議長 番号 4 番。4 番 小野重明委員。

4 番 番号 4 番について、現況は田であることを確認しています。譲受人は農地を効率的に利用しています。譲受人は年間 150 日以上農作業に従事することを確認しています。取得する農地の周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。この方は 30 年以上譲受人が親が高齢でよう作らんということで以前から借り受けて作っておりましたが、どうしても本人が買って欲しいということで、売買に至ったようです。役員会で値段が半端やねということが出ておりましたが、本人に確認したところ、植栽で反 35 万円で購入したということで、換算するとこういう金額になったということです。以上で問題ないと思います。

議長 番号 5 番。27 番 市川正司委員。

27 番 5 番の案件ですが、現況は田であることを確認しています。譲受人は、農地を効

率的に利用しています。譲受人は、年間 100 日以上農業をやっております。取得する農地の周辺農地は元々譲受人の方が、この地元の出身で周りに親戚もいて周りに影響を与えないことを確認しています。譲渡人は体調不良のために現住所には居りません。地元出身のこの方が田んぼのことは引き受けるということで、任せたいと思います。問題はないと思います。

議長 続いて番号 7 番。27 番 市川正司委員。

27 番 7 番の件ですが、現況は田んぼというよりは畑の状態になっています。借受人は、法人ということでまだ現時点では手を入れていません。今は貸出人の方が野菜を少し作っています。年間にしてどれくらい来れるのかは把握できていません。貸出人の方から話を聞きました。取得する農地の周辺農地については貸出人の身内の土地ばかりで周囲に悪影響を与えないことを確認しています。貸出人の方がこの法人の理事をやっているということで、この方の機械も合わせて借受人の方が使うということだったので、今の所問題ないと思います。以上です。

議長 それでは番号 8 番。34 番 宮谷和夫委員。

34 番 欠席の 13 番の担当委員に頼まれまして代読させていただきます。番号 8 につきまして確認しました。現況は田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しています。また、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しています。今回取得する農地は昨年まで耕作されており周辺農地には営農上悪影響を与えないことを確認しています。これまで、譲渡人の父が水稻栽培をしていましたが、昨年他界され耕作する人がいなくて、譲渡人も遠方で生活しているため耕作が困難で、譲渡人から譲受人に相談があり、売買に至ったそうです。譲受人につきましては、本人と母とで周辺にも多くの田を持ちしっかり管理をされています。以上の確認の結果番号 8 の所有権移転は問題ないと判断しました。以上です。

議長 議案第 47 号 番号 1 番から 5 番、7 番、8 番について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について番号 1 番から 5 番、7 番、8 番は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について番号 1 番から 5 番、7 番、8 番は原案のとおり可決されました。
続いて、番号 6 番の審議を行いますので、6 番 下元誠一郎委員は退席をお願いします。

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 番号 6 番について説明します。添付資料は 6 ページとなります。土地の所在、市生原字中谷口 205 番 1、地目、畑、面積、237 m²です。権利事由は、所有権移転の売買。譲受理由は、相手側の要望。譲渡理由は、本人の希望とのことです。下限面積は、達成しています。申請地では、野菜を栽培する計画です。以上です。

議長 議案第 47 号 番号 6 番について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 27 番 市川正司委員。

27 番 番号 6 番について説明します。現況は畑であることを確認しています。譲受人は、農地を有効的に利用しています。譲受人は、年間 200 日以上というか 300 日くらいは農作業に従事しています。取得する農地の場所ですが、目の前は県道が通っており、その農地の裏には本人所有の山があります。営農上悪影響を与えないことを確認しています。この農地につきましては、譲渡人も高齢で、前から作業を受けて耕作をしていたそうです。遠縁にあたる者のため、今後も畑として作ることを聞いております。以上です。

議長 議案第 47 号 番号 6 番について質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について番号 6 番は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について番号 6 は、原案のとおり可決されました。
6 番 下元誠一郎委員の除斥をとき、着席をしていただきます。

議長 下元誠一郎委員、番号6番は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第5 議案第48号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第48号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明いたします。議案書につきましては、7ページ、添付資料につきましては、10ページから12ページをご覧ください。今回は西部地域からの1件のみとなります。番号1についてご説明いたします。土地の所在、木屋ケ内字大カゴ467番1、地目、田、面積、790㎡です。外1筆あり、合計2筆で1,070㎡です。申請人は記載のとおりです。転用目的は山林、転用理由は急傾斜の地形で機械の乗り入れも危険なため、耕作が難しく植樹して山林としたいとのことです。農地区分につきましては、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しないその他の農地、第2種と判断しております。転用計画につきましては、12ページの土地利用計画図に示している形で植樹して山林する計画です。周囲の状況は自己所有の農地や山林や原野となっております。土地の造成計画につきましては、現状の斜面沿いに造成敷地内通路、石垣等をし、整地後、植樹する計画です。以上です。

議長 議案第48号について事務局の説明が終わりました。

私が担当委員ですので説明をさせていただきます。今事務局が申されたとおり、急傾の段々な田んぼです。ずっと耕作されておらず、果樹を植えて樹園地にしたいということでやっていたのですが、なかなか管理が出来ないということで、色々な植林をしながら環境整備をしたいということで植林転用したいという案件でございます。周囲には川を隔てて隣接する土地はありませんのでの影響を及ぼすことはありません。別に問題なしと判断しましたのでよろしくお願いします。

議長 議案第48号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第48号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第48号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決

定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第6 議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明いたします。議案書は8ページ、今回は窪川地域から1件です。番号1番について説明します。申請地は、平串字赤草ノ奈路566番、地目、畑、面積122㎡、同じく573番1、地目、畑、面積、254㎡の合計376㎡の農地です。権利事由は、親子による使用貸借権の設定です。貸人、借人は記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の建築です。転用理由は、現在、借家に住んでいるが実家に近い場所に新たに自己住宅の建築を行う計画です。農地区分ですが、申請地は高速道路窪川中央インターチェンジから300m以内の場所なので第3種農地と判断しています。転用計画につきましては、添付資料13ページから17ページです。15ページの土地利用計画図に示している形で、住宅、駐車場などを整備する計画です。駐車場については、夫婦2台と両親の分2台との4台分となっています。周辺の状況は、東側貸人の農地、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地と同意ありの農地になっています。土地の造成計画については、現状のまま整地し砂利敷きの計画です。進入計画については、北側の町道から進入を計画しています。排水計画については、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、南側既存水路に排水します。雨水について自然浸透する計画です。資金計画については、借入により、必要な事業費が確保されていることを確認しています。以上です。

議長 議案第49号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 29番 石田芳秋委員。

29番 譲受人、譲渡人双方に確認しました。転用の許可がおり次第着手することを確認しております。計画面積も必要最小限の計画で問題ないと思います。また、周辺農地への支障についてでも問題ないと思います。排水計画についても合併処理槽で既存の水路へ排水するため営農への問題もないと思います。

議長 議案第49号について質疑を許します。質疑はありますか。
2番、掛水誠幸委員。

2番 この間に道があるのですが赤線ですよ。

事務局 14ページの切り図を見ていただいたら、573番11の雑種地とありますが、譲渡人の方が赤線を払い下げていただいて、今回含めて転用するということになりますが、転用につきましては、農地だけの部分になりますので、全体の面積には573番11も含まれた

転用計画になっています。

議長 他に何かありませんか。6番 下元誠一郎委員。

6番 赤線の売買ですが、昔は国のもので国の管轄やったかと思いますが、今は町ですか。

事務局 赤線は、今は町に移管されていますので、町の建設課の方で管理はしています。その払い下げとかそこでの工事とかは建設課に相談していただいたら場所によっては譲っていただけない所もあると思います。ずっと使われているような所とかは、代替えを構えないけないかもしれません。全然使われていない所なら譲り渡しをしてくれる場合があるかもしれませんし、その場所について聞いてもらったら相談にも乗ってくれると思いますが、利用の状況によって払い下げ出来るか出来ないかは変わってくると思います。

6番 この案件の場合は町道を挟んで上も下も同じ人の場合だからいいのですが、別々の場合はどうゆう判断をしますか。

事務局 どういう判断かは、こちらでは分からないですね。個別の判断にはなると思いません。

6番 家の下に赤線が通っている、そういうのも今は買えるということですか。

事務局 そうですね。

議長 買える部分と買えない部分があるということ。

38番 それに関連して、管理している赤線が崩れたりした時は直してくれるのですか。

事務局 管理というのは、赤線、青線は基本的には地元の方の管理になります。その名目上は町なり県なりとなっておりますので、普段の維持管理は地元の人にやっていただく、崩れたりして災害になれば言うていただいたら対応があると思いますが、ちょっと崩れたというのは地元で対応していただくことになります。

議長 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 49 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 49 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7、議案第 50 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 50 号 四万十町農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。
別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 2 年 3 月 2 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。なお、提出されました申請書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ページは、10 ページから 14 ページです。件数は、15 件になります。うち、窪川地域 12 件、西部地域 3 件です。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者の氏名・住所および、賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は 19 ページからになります。それでは、番号 1 について説明します。土地の所在、口神ノ川字笹ヶ谷 383 番 1、地目、田、面積、2,331 m²のうち、1,766 m²です。設定は、更新です。期間は、令和 2 年 3 月 2 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 4 年 10 カ月です。作物は、野菜を栽培する計画です。権利は、使用貸借権での設定です。

続きまして、番号 2 土地の所在、口神ノ川字壺町切 1708 番、地目、田、面積、2,440 m²です。以下 4 筆あり、合計 5 筆で、面積が 7,968 m²です。設定は更新です。期間は、令和 2 年 3 月 2 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 4 年 10 カ月です。作物は、生姜、水稻、野菜を輪作にて栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。

続きまして、番号 3 土地の所在、口神ノ川字白皇 1721 番、地目、田、面積、2,870 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 4,853 m²です。設定は更新です。期間は、令和 2 年 3 月 2 日から令和 6 年 12 月 31 日までの 4 年 10 カ月です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。

続きまして、番号 4 土地の所在、口神ノ川字中ケ市 1774 番、地目、田、面積、1,410 m²です。設定は新規です。期間は、令和 2 年 3 月 2 日から令和 7 年 2 月 28 日までの 5 年です。作物は、生姜を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。

続きまして、番号 5 土地の所在、志和字瀧ノ下 1240 番、地目、田、面積、1575 m²です。設定は更新です。期間は、令和 2 年 3 月 2 日から令和 7 年 2 月 28 日までの 5 年です。作物は、ニラを栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。

続きまして、番号 6 土地の所在、東川角字東高岡甲 1145 番、地目、田、面積、

4677 m²です。以下1筆あり、合計2筆で、面積が6,559 m²です。設定は更新です。期間は、令和2年3月2日から令和7年2月28日までの5年です。作物は、水稻を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。

続きまして、番号7 土地の所在、替坂本字大田418番2、地目、田、面積、1,813 m²です。設定は更新です。期間は、令和2年3月2日から令和7年2月28日までの5年です。作物は、生姜を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。

続きまして、番号8 土地の所在、平串字沖屋敷1207番1、地目、田、面積、4,749 m²です。設定は、更新です。期間は、令和2年3月2日から令和7年2月28日までの5年です。作物は、生姜を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。

番号9 土地の所在、平串字沖屋敷1206番、地目、田、面積、2,055 m²です。設定は更新です。期間は、令和2年3月2日から令和7年2月28日までの5年です。作物は、生姜を栽培する計画です。権利は、賃貸借権での設定です。番号10から番号12までは、農地中間管理事業の関係となります。

番号10、11は同じ案件なのでまとめて説明します。番号10 大井野字松カサコ710番1、地目、田、面積、375 m²。番号11 大井野字松カサコ745番1、地目、田、面積、3,021 m²です。設定は新規です。期間は、令和2年3月2日から令和8年2月28日までの6年。権利は、使用貸借権での設定です。この番号10と11については、昨年末に、この土地が道路整備事業により一部買収されることとなり、買収する上で設定されている権利を一度解消する必要があり、昨年その為に合意解約をした土地です。買収・分筆登記が完了し、以前よりはその分面積が減っていますが、再び以前耕作していた者へ配分するために、中間管理事業にて利用権を再設定するものです。

続きまして、番号12 興津字上木戸893番2、地目、田、面積、2,665 m²です。設定は新規です。期間は、令和2年3月2日から令和16年8月31日までの14年6カ月です。権利は、賃貸借権での設定です。以上で窪川地域の説明を終わります。

続きまして、西部地域からです。番号13 土地の所在地、江師字柳ノツル井403番1、地目は田、面積は1,289 m²です。設定は新規になります。期間ですが、令和2年3月2日から令和4年2月28日までの2年になります。作物は生姜を栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

続きまして、番号14 土地の所在地、大井川字下モ窪1586番4。地目は田、面積は1,275 m²ありまして、そのうち1,100 m²が植栽になります。設定は新規になります。期間ですが、令和2年3月2日から令和4年2月28日までの2年になります。作物は薬草を栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

続きまして、番号15 土地の所在地、大井野字水神ノ上828番1、地目は田、面積は1,035 m²で以下24筆あり合計25筆で27,748 m²です。設定は新規になります。期間ですが、令和2年3月2日から令和12年2月28日までの10年になります。作物は水稻を栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。以上です。

議長

議案第50号について事務局の説明が終わりました。10、11、12番は後で配分計画の方で説明していただきますので、1番から順に担当委員の補足説明をお願いし

ます。

議長 番号1番。 24番 市川絢子委員。

24番 番号1番、2番、3番一緒に説明させていただきます。

借受人に会いまして現地の確認もしてきました。借受人は年間150日以上農作業に従事しており、利用集積計画の記載内容に間違いがないことを確認しております。この方は熱心に農業に取り組んでおり周辺農地への悪影響もみられません。問題なしと思います。以上です。

議長 番号4について。3番 廣井栄治委員。

3番 番号4番について、借受人より確認いたしました。今回利用権を設定する方が高齢でございまして、昨年末に入院することになりまして、後継者も県外にありまして今回の申請になったということです。借受人につきましては、数年前から新規就農した方で、生姜、里芋、ピーマン、その他野菜等を年中栽培されており、意欲のあるIターン者です。認定農業者でもありまして、新規の設定ではありますが特に問題ないものと判断いたします。以上です。

議長 それでは番号5番。32番 山本奨一委員。

32番 番号5番につきまして、借受人から確認しました。借受人は、認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。再設定で特に問題ないと判断します。

議長 それでは番号6番。22番 西井健夫委員。

22番 設定を受ける者から話を聞いてきました。この方は、田んぼとか生姜をかなり作っております。更新ですので特に問題ないと思います。

議長 続きまして、番号7番。事務局。

事務局 番号7番について、急きょ欠席となりました浜田大彰委員から連絡がありましたので報告します。双方から確認しました。借受人は引き続き生姜を栽培するため、また、貸出人も高齢により自分で耕作できないので更新をしてほしいということです。更新のため従来より農地として利用していましたので周辺農地への影響も問題ないです。以上です。

議長 それでは番号8、9番。29番 石田芳秋委員。

29番 借受人の方に確認してきました。番号7番と一緒に借受人は地域で生姜を耕作しております。内容も利用集積計画のとおりで問題ないと思います。以上です。

議長 飛ばして番号 13 番。16 番 竹内純委員。

16 番 番号 13 番について、借受人から確認をいたしました。借受人は認定農業者ではありませんが、生姜の専業農家として面積を増やしながら頑張っている農家です。借地料につきまして、2 トン車が入らないため貸出人と話をして決めたそうです。隣の圃場も借り受けていますし、何ら問題ないと思います。なお年間 150 日以上 の作業を行っていることを確認しております。以上です。

議長 続きまして、番号 14 番。34 番 宮谷和夫委員。

34 番 この件も 13 番の代読になります。番号 14 番について、借受人より確認しました。今回新規の契約となっておりますが、借受人はこれまでも様々な土地でセンブリを栽培されておりベテランの方です。契約された場所でもセンブリを栽培されるそうです。契約内容も計画書のとおり特に問題ないと判断します。以上です。

議長 それでは番号 15 番。21 番 岡村博晶委員。

21 番 15 番について、借受人から確認しました。会社組織ですが、この地区で稲作を去年から始めており、従業員等が作業するそうです。年間 150 日以上は農業に従事出来そうです。また、以前からこの周辺で農業をやっているので周辺地域に問題を起こすようなことはないと思います。

議長 大向の案件。23 番 西内一隆委員。

23 番 15 番の大向の 5 筆について 2 月 20 日に借受人の法人の役員と現地で確認をいたしました。現況は田で今まで通り水稻を栽培していくそうです。土地の所有者も借受人の法人の役員でもあり経営母体も変更もなく、新規の利用権設定は問題ないと判断いたしました。

議長 それでは、弘瀬、大正北ノ川の案件を 18 番 宮脇真弓委員。

18 番 弘瀬地域の 6 筆は 19 日代表者の方と連絡を取って確認をしてきました。次の大正北ノ川の方も代読で 17 番に代わり報告します。私と同じ連絡を取って確認してきました。新規ですけれども、長きにわたり地域の担い手として水田の耕作をしている法人ですので問題ないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長 ここで、設定を受ける者の法人が初めてですので事務局の方から少し補足説明をさせていただきます。

事務局 借受人の法人は、平成 29 年度に法人設立されました。現在は水稻の栽培を行っております。こちら聞き取りになります、耕作面積は約 11ha、うち役員所有農地 3ha ということです。主に大正東部を中心に窪川地区でも耕作されているということです。従業員は役員の 3 名で農繁期には臨時雇用をしているそうです。法人設立時に利用権設定等の話が出ていたそうなのですが、その当時、借りる農地の相続手続き等の問題がありその当時は利用権設定をしていなかったようです。今後借りている農地につきましては、順次利用権設定等をしていく予定です。

議長 議案第 50 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 50 号 四万十町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 50 号 四万十町農用地利用集積計画の決定については原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 51 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 51 号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いいたします。ページは 16 ページです。件数は 3 件になります。権利設定を受ける者の氏名・住所および、賃借料等については、お手元の議案書のとおりです。添付資料、位置図等は 69 ページからとなります。それでは、説明します。番号 1 と番号 2 は、先ほどもご説明しましたが、昨年末の道路整備事業による買収の為、合意解約をした土地です。買収・分筆登記が完了しましたので、再び以前耕作していたものへ配分するものです。番号 1 土地の所在、大井野字松カサコ 710 番 1、地目、田、面積、375 m²です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日から令和 8 年 2 月 28 日までです。水稻を栽培する計画です。番号 2 土地の所在、大井野字松カサコ 745 番 1、地目、田、面積、3,021 m²です。権利の種類は、使用貸借権の設定。期間は、県認可日から令和 8 年 2 月 28 日までです。水稻を栽培する計画です。続きまして番号 3 土地の所在、

興津字上木戸 893 番 2、地目、田、面積、2,665 m²です。権利の種類は、賃貸借権の設定。期間は、県認可日から令和 16 年 8 月 31 日までです。ミョウガを栽培する計画です。権利の設定を受ける者は、認定新規新規就農者となります。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号 1 番から 番号 21 番。岡村博晶委員。

21 番 番号 1 番について、借受人にお会いし確認してきました。借受人は雨よけピーマン、水稻を栽培して地域の担い手でもあります。年間 150 日以上農作業に従事しております。説明があったように利用集積計画の記載内容を確認しましたが相違がないということでよろしく願いいたします。

議長 引き続き番号 2 番。

21 番 番号 2 番について、住所はこの地域の人ではないですが、この方も大井野地域で 9 反あまり水稻を作っておりまして、利用権設定前からこの方が作っていましたので問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長 番号 3 番。33 番 東出一茂委員。

33 番 番号 3 番について、借受人から確認しました。借受人は新規就農者で今後は地域の担い手になる方です。現況は田であることを確認しています。周辺農地は田んぼで悪影響を与えないことを確認しています。年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。1 年間農家で研修し今年の秋からミョウガを家族 4 人で作る予定です。配分計画案のとおりで特に問題ないと思います。以上です。

議長 議案 51 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 51 号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 51 号 農用地利用配分計画案に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 その他の件について議題とします。
事務局ではありませんか。

事務局 農業者年金の加入推進部長の件についてのお願いです。昨年の 6 月の総会の時に加入推進部長の任期が決まっていなかったため、3 月 1 日から 2 月 28 日までと取り決めをしたと思います。今回 2 月末で今の加入推進部長の任期が切れるということで 3 月 1 日以降の推進部長をお願いしたいのですが、立候補とかしてくれる方はおりませんか。

議長 窪川地域は宮崎委員、大正・十和地域は中原委員がやっただけでいるのですが、引き続きお願いできますでしょうか。よろしくお願いします。

事務局 引き続きよろしくお願いいたします。

事務局 最適化交付金について、ご説明したいと思います。お手元の方に四万十町農業委員会の委員等の報酬に係る実績額の支給に関する規則という裏表コピーの 1 枚紙があると思います。皆さんに毎月活動記録簿をずっと出していただいているところですが、国の交付金の対象となる活動をした場合、この活動記録簿に基づいて国から町へ交付金が支払われます。この交付金は委員の皆さんへお支払い出来るものですので、この度町としてどのように交付金を支払うかを定めたものがこの規則になっています。どう分けるか簡単にご説明しますと、全委員の対象の活動時間の合計で国からの交付金を割って 1 時間の単価を出します。その単価にそれぞれの活動時間の合計を掛けて金額を出します。活動時間は毎月の時間の積み上げとして、最後に 30 分の端数処理をします。例えば、合計時間が 9 時間 30 分でしたら 10 時間。9 時間 20 分でしたら 9 時間として計算します。なお、対象となるのは記録簿の真ん中の農委法第 6 条第 2 項に基づく業務と書かれたこの部分の活動が対象となります。皆さんへのお支払いは 3 月中の予定となっております。交付金は来年度もあります。交付金もですが、これだけの活動を委員の皆さんがやっているんですよと示すために引き続き毎月の活動記録簿に小さな事でもいいですので記入していただきますようよろしくお願いいたします。交付金等について何かご質問はありませんか。要は、国へはこの間申請をしておりますので、頂いた交付金を皆さんで分けて、皆さんの報酬としてお支払いさせていただきます。そのお支払いの仕方がこちらに書いている方法で払っていただくということです。

議長 国からおけるお金を全体の皆さんが出ていただいた時間で割って 1 時間単位の単価を出して、それに対してその単価を全て皆さん出してもらった時間を掛けてお支払いするということですので、公平公正に払うようになると思います。

16 番 活動してなかったらもらえないと？

議長 そういうことです。

38 番 些細なことでも書いてた方がいいですか。

事務局 書いてもらった積み重ねになりますので、少しだからと言わずに書いていただきたいと思います。ただ、交付金の対象となる活動にならないなと思ったら事務局で別に移させてもらう事もあります。その判断をするためにも小さなことでも書いていただいたらと思いますので。来年は是非とも今年書き抜かっていた事があれば、たくさん書いてください。

2 番 農地の出し手と受け手の掘り起こしなんですけど、一応活動としていますが、本来農業委員として当然、議案になるような形にしないといけないのですが、新規でも1年で辞めるかもしれないので農業委員会には出たくないという方もおります。こんなのも活動にしてもかまわないのですか。

事務局 集積等の結果にまだ反映されていなくても行って話をしたということで書いていただいてかまいません。他にありませんか、いつでもこんな事はどうかと言うことがあれば、事務局に聞いていただいたらと思います。

議長 事務局からのその他の件が終わりましたが何かありませんか。

議長 なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和元年度四万十町農業委員会2月総会を閉会します。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時35分